

納骨堂使用規則

- 第一条 納骨に際して、骨壺は当方規定の大きさ(3寸)とさせて頂きます。
- 第二条 使用期間は、納骨月又は予約月より2年間(三回忌迄)とし、その使用に際して年間管理料を申し受けます。但し、更新手続きと更新料の支払により継続使用できません。更新料は、一般棚について更新時点の年間管理料と同額とし、霊壇については更新時点の使用権料の50%とします。
- 第三条 一 項 通常年(更新にあたらぬ年)の管理料の滞納が6ヵ月を越えた場合御遺骨は、納骨棚より降ろされ、更に6ヵ月の滞納で合同供養碑に移され合祀という扱いになります。使用権は消失し、使用権料は返却されないものとします。
- 二 項 更新年の管理料及び更新料については、使用期限満了日より1ヵ月以内に更新手続きが成されない場合、更新意志がないものとし合祀扱い致します。使用権は消失し、使用権料は返却されないものとします。
- 第四条 一 項 管理期間満了前に合祀又は遺骨の持ち帰り、及び納骨場所の移動が成された場合、原則として未消却分の管理料・使用権料は返却されないものとします。
- 二 項 第四条一 項において、支払済の更新料は返却されないものとします。
- ◎ 原則として、ご本人で納骨場所を選択された場合の場所移動は、お受けしかねます。
 - ◎ 更新時には当方よりご連絡致します。
 - ◎ 管理料の滞納による合祀処理は、事前に通知しますが、連絡の取れない場合は、規則通りに取り扱います。但し、何らかの事情があり、事前に連絡があった場合は、その限りではありません。
 - ◎ 合祀の際、写真・供物等は処分させて頂きます。
 - ◎ 納骨堂内の供物(食品)は年二回、一掃させて頂きます。

- ※ 供物・お飾り等は、他人に迷惑を及ぼさない範囲でお願い致します。不相当と認められるものについては、お断りする事があります。
- ※ 使用範囲を著しく超えた場合には、別途料金を請求させて頂きます。
- ※ 本規則が実状に合わなくなった場合、その必要に応じて変更される事があります。
- ※ 住所・電話番号が変わった場合は、必ずご連絡下さい。